様式第3号（第7条関係）

年　 月　 日

（申請者）　　様

丸亀市長

丸亀市空き家活用型サテライトオフィス等整備事業補助金交付決定通知書

　　　　年　　月　　日付けで申請のあった丸亀市空き家活用型サテライトオフィス等整備事業補助金については、下記のとおり交付することに決定したので、丸亀市空き家活用型サテライトオフィス等整備事業補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第7条第1項の規定により通知します。

記

1　補助金の交付の対象となる補助事業の内容は、

　　□　申請書に記載されたとおりとする。

　　□　一部修正の上、別紙のとおりとする。

2　補助金の交付決定額は、金　　　　　円とする。

3　交付の条件

(1)　補助事業者は、補助対象事業の完了日から3年間、交付要綱第３条第１項第２号に規定する要件を満たすこと。

(2)　補助事業者は、実績報告までに、同要綱第3条第1項第4号に規定する要件を満たすこと。

(3)　補助対象事業の内容を変更し、又は廃止する場合は、市長の承認を受けること。

(4)　補助対象事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助対象事業の遂行が困難になった場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。